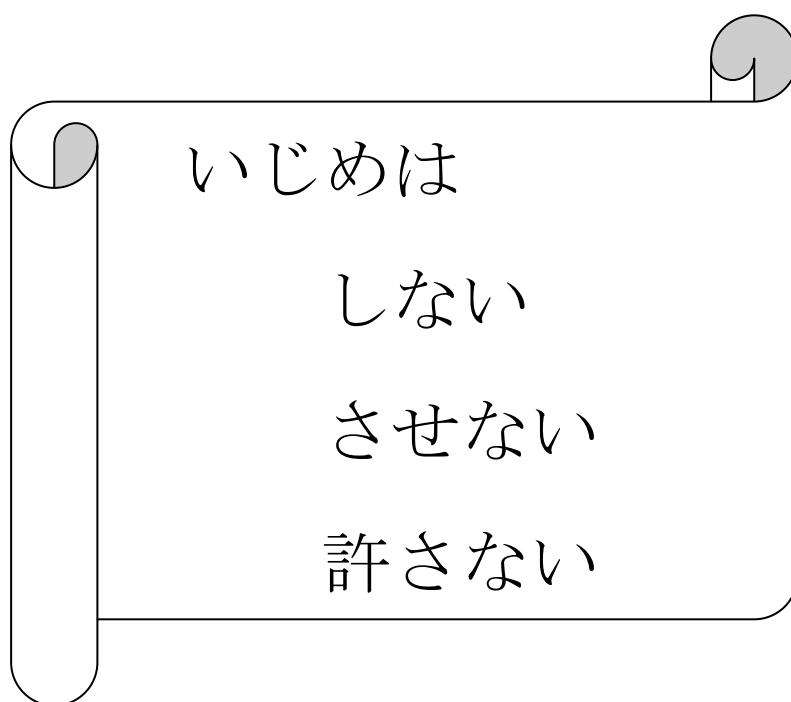


# 学校いじめ防止基本方針



茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校

平成30年6月5日

## 目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 3 いじめの防止等に関する内容
  - (1) いじめの未然防止のための取組
  - (2) いじめの早期発見のための取組
  - (3) いじめの早期解決のための取組
  - (4) インターネット上のいじめへの対応
- 4 「いじめ防止対策委員会」の設置
  - (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成
  - (2) 活動内容
- 5 重大事態への対処
  - (1) 「緊急対策委員会」の構成
  - (2) 活動内容
- 6 その他

# 茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめの定義」とは、次のような内容です。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団などで、当該児童と何らかの人的関係にある者を指す。
- ② 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にはないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることを指す。
- ④ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### ① 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### ② いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。

### ③ 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成し、いじめの未然防止に取り組むとともに、早期発見に努め、いじめが疑われる場合には、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行い、再発防止に努めます。

また、学校はいじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

### 3 いじめの防止等に関する内容

#### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であることを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して家庭や地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人児童、震災により被災や避難した児童等、配慮が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。  
学校生活アンケート調査 年2回（6月、12月）
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ① スクールカウンセラーの活用（月1回来校）
  - ② 心の教育相談員の活用（週4日勤務・個別相談）
  - ③ いじめ相談窓口の広報
- ・ 相談・通報のあった事案は、担任・教育相談コーディネーター・学年主任等を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、その態様に応じた適切な対処ができるよう職員の資質や能力の向上を図ります。

#### (3) いじめの早期解決のための取組

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、いじめを受けた子どもや、いじめを知らせてきた子どもの安全をすぐに確保します。
- ・ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であること、いじめが及ぼす心身への影響などを指導すると共に、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど行為に至った背景を把握し、児童及び保護者に対して助言や支援を行います。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、茅ヶ崎市教育委員会及び茅ヶ崎警察署等と連携して対処します。
- ・ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

## 4 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。(5月、2月)  
いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、児童指導支援担当者、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭  
※検討事項や事案内容に応じて、構成員を柔軟に検討し、校長が任命します。

### (2) 活動内容

- ・ いじめ防止基本方針の検討
- ・ いじめに関する相談・通報への対応と検討
- ・ いじめ認知のための情報収集
- ・ いじめ事案の報告

## 5 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「緊急対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 「緊急対策委員会」の構成

- ・ 校長、教頭、児童指導支援担当者、教育相談コーディネーター、当該学年職員、養護教諭、教育委員会担当者

※事案内容により構成員については教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・ 直ちに保護者や関係機関等と連携し、いじめを受けた児童の心身の安全確保
- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

## 6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの未然防止、早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの早期解決、再発防止に関する取組に関すること